

L A N型通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧		新	
(用語の定義)		(用語の定義)	
第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～(略) 19	(略)	1 ～(略) 19	(略)
19の2 協定事業者網接続回線	L A N型通信網サービスと当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスとの間において相互に通信を行うために、相互接続点を介して L A N型通信網と相互に接続する電気通信回線であって、当社が別に定める協定事業者が設置するもの及びこれと接続するための当社の電気通信設備	19の2 協定事業者網接続回線	L A N型通信網サービスと当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスとの間において相互に通信を行うために、相互接続点を介して L A N型通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定める協定事業者が設置する電気通信回線設備を含みます。）
20 ～(略) 24	(略)	20 ～(略) 24	(略)
(L A N型通信網サービスの種類)		(L A N型通信網サービスの種類)	
第3条の2 当社が提供する L A N型通信網サービスには、次の種類があります。		第3条の2 当社が提供する L A N型通信網サービスには、次の種類があります。	
種類	内容	区分	内容
第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	(略)	第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	(略)
第4種サービス (All-Photonics Connect)	2の契約者回線相互間の通信のみが可能なものの	第4種サービス (All-Photonics Connect)	2の契約者回線相互間又は1の契約者回線と1の協定事業者網接続回線（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスとの間において相互に通信を行う場合に限り提供します。）との間の通信のみが可能なものの
2 (略)		2 (略)	

新旧対照

旧	新
<p>第4節 第4種サービスに係る契約 (契約の単位)</p> <p>第25条の45 相互に通信を行うことができる2の契約者回線ごとに1のLAN型通信網契約（臨時LAN型通信網契約を含みません。以下第4種サービスに係るものについて同じとします。）を締結します。</p> <p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第34条 契約者は、そのLAN型通信網契約に基づいて当社が契約者回線等、協定事業者網接続回線、付加機能又は端末設備の提供を開始した日から起算して、LAN型通信網契約の解除又は契約者回線等、協定事業者網接続回線、付加機能若しくは端末設備の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりLAN型通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、LAN型通信網サービスを利用できなかつた期間中の利用料金の支払いを要します。</p>	<p>第4節 第4種サービスに係る契約 (契約の単位)</p> <p>第25条の45 相互に通信を行うことができる2の契約者回線又は1の契約者回線と1の協定事業者網接続回線ごとに1のLAN型通信網契約（臨時LAN型通信網契約を含みません。以下第4種サービスに係るものについて同じとします。）を締結します。</p> <p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第34条 契約者は、そのLAN型通信網契約に基づいて当社が契約者回線等、協定事業者網接続回線、付加機能又は端末設備の提供を開始した日から起算して、LAN型通信網契約の解除又は契約者回線等、協定事業者網接続回線、付加機能若しくは端末設備の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりLAN型通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、LAN型通信網サービスを利用できなかつた期間中の利用料金の支払いを要します。</p>
区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態（その契約者回線等又は当社が提供する端末設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（4欄、5欄又は6欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備についての料金
区 別	支払いを要しない料金
1 第3種サービスについて、契約者の責めによらない理由により、その契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態（その契約者回線等又は当社が提供する端末設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（4欄、5欄又は6欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備についての料金

新旧対照

旧	新	
2 ～ (略) 3の2	(略)	2 ～ (略) 3の2 <u>3の3 第4種サービスについて、契約者の責めによる理由により、その第4種サービスを全く利用できない状態（その契約者回線又は協定事業者網接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（4欄、5欄又は6欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u> 4 当社の故意又は重大な過失によりそのLAN型通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 5 (略) 6 (略) 備考 (略)
3 (略) 4 (略) (注) (略)	(略)	4 当社の故意又は重大な過失によりそのLAN型通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 5 (略) 6 (略) 備考 (略)
(責任の制限) 第44条 当社は、LAN型通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又は当社が定める協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、そのLAN型通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。	(責任の制限) 第44条 当社は、LAN型通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又は当社が定める協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、そのLAN型通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。	

新旧対照

旧	新		
2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。	2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。		
区 別	賠償する額	区 別	賠償する額
1 その契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備の料金	1 <u>第3種サービスについて、その契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u>	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備の料金
2 ～ (略) 4	(略)	2 ～ (略) 4	(略)
備考 (略)		5 <u>第4種サービスについて、その第4種サービスを全く利用できない状態（その契約者回線又は協定事業者網接続回線による全ての通信に著しい支障が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u>	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第4種サービスについての料金
3 (略) (注) (略)		備考 (略)	
		3 (略) (注) (略)	

新旧対照

旧	新				
料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金は除きます。) 第1類 利用料金 第1 削除 第2 削除 第3 第3種サービスに関するもの (略) 第4 第4種サービスに関するもの 1 適用	料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金は除きます。) 第1類 利用料金 第1 削除 第2 削除 第3 第3種サービスに関するもの (略) 第4 第4種サービスに関するもの 1 適用				
区分	内 容				
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	(略)				
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div> <p>イ 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 回線終端装置による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th><th style="text-align: center;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1 ～ (略) タイプ4</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略) 2 契約者は、回線終端装置による区別の変更及び回線終端装置を設置する形態又はしない形態の請求を行うことはできません。</p>	区 別	内 容	タイプ1 ～ (略) タイプ4	(略)
区 別	内 容				
タイプ1 ～ (略) タイプ4	(略)				
(イ) インタフェースによる区別 (略)	(イ) インタフェースによる区別 (略)				

新旧対照

旧		新	
	ウ 保守の態様による細目 (略)		ウ 保守の態様による細目 (略)
(3) 利用料金の適用	<p>ア (略) イ (略)</p> <p>ウ イに規定する中継回線の距離は、取扱所交換設備相互間に設置される電気通信回線設備の回線距離に基づいて当社が測定した値（メニュー2のものにあっては、二重化された中継回線の距離を合計した値）とします。</p>		<p>ア (略) イ (略)</p> <p>ウ イに規定する中継回線の距離は、取扱所交換設備相互間に設置される電気通信回線設備の回線距離に基づいて当社が測定した値（メニュー2のものにあっては、二重化された中継回線の距離を合計した値）とします。この場合において、<u>協定事業者網接続回線を利用する場合の中継回線の距離については、契約者回線に係る取扱所交換設備から当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスに係る相互接続点までの間の距離を測定します。</u></p>
(4) ～ (略) (7)	(略)		(略)
(8) サービスの品質（故障回復時間S L A）に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、第4種サービス（タイプ1及びタイプ2のものであって、同一の都道府県の区域内における通信を行うものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、その第4種サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その第4種サービスを全く利用できない状態（その第4種サービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（第34条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表の<u>1若しくは4</u>（第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのL A N型通信網契約者に通知した場合又は端末設備に起因し全く利用できない状態となつた場合を除きます。）に規定する場合に限ります。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、2時間以上その状態が連続したときには、第34条第2項第3号の表の<u>1</u>欄又は<u>4</u>欄の規定により支払いを要することとなる利用料金に代えて、イに規定する料金（以下この欄において「S L A基準額」といいます。）からウに規定する料金（以下この欄において「S L A料金額」といいます。）を減額した額</p>		<p>ア 当社は、第4種サービス（タイプ1及びタイプ2のものであって、同一の都道府県の区域内における通信を行うものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、その第4種サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その第4種サービスを全く利用できない状態（その第4種サービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（第34条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表の<u>3の3</u>欄若しくは<u>4</u>欄（第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのL A N型通信網契約者に通知した場合又は端末設備に起因し全く利用できない状態となつた場合を除きます。）に規定する場合に限ります。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、2時間以上その状態が連続したときに、第34条第2項第3号の表の<u>3の3</u>欄又は<u>4</u>欄の規定により支払いを要することとなる利用料金に代えて、イに規定する料金（以下この欄において「S L A基準額」といいます。）からウに規定する料金（以下この欄において「S L A料金額」といいます。）</p>

新旧対照

旧		新	
	<p>を適用します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ア、イ及びウの規定により算出したS L A料金額が第34条第2項第3号の表の<u>1</u>欄又は4欄の規定により支払いを要しない料金として算出した額及びこの表の(7)欄、(8)欄、(9)欄、(10)欄又は(11)欄の規定による減額が適用される場合のその減額される額を合算した額に満たない場合には、ア、イ及びウの規定にかかわらず、第34条第2項第3号の定めるところによります。</p>		<p>を減額した額を適用します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ア、イ及びウの規定により算出したS L A料金額が第34条第2項第3号の表の<u>3の3</u>欄又は4欄の規定により支払いを要しない料金として算出した額及びこの表の(7)欄、(8)欄、(9)欄、(10)欄又は(11)欄の規定による減額が適用される場合のその減額される額を合算した額に満たない場合には、ア、イ及びウの規定にかかわらず、第34条第2項第3号の定めるところによります。</p>
(9) ～ (略) (11)	(略)	(9) ～ (略) (11)	(略)
		<p>附 則（令和7年12月24日企営第15550000821号）</p> <p>この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。</p>	